ると、いずれの評価項目についても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年３月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等に関する環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により天然記念物に指定されているオオウナギ生息地があり、また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、クマタカ及びオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているチュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカスミサンショウウオ等が確認されている。オオウナギについては、計画路線は生息環境を橋梁で通過することから影響は軽微であると評価されている。ハヤブサ及びクマタカについては、計画路線から離れた箇所に営巣地があることなどから、影響は軽微であるとされているが、起業者は、今後もモニタリング調査を継続することとしている。オオタカ及びチュウヒについては、営巣は確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く残ることから影響は軽微であると評価されている。カスミサンショウウオについては、生息環境の一部が改変されるが、周辺に同様の生息環境が広く残ることから影響は軽微であると評価されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているキヌビネ及びミスミイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオタニワタリ及びシャジクモ等が確認されている。キヌビネ及びミスミイについては、生育環境が直接改変されないことなどから、影響は軽微であるとされている。オオタニワタリ及びシャジクモについては、生育環境の一部が改変されるが、周辺に同様の生育環境が広く残ることから、影響は軽微であるとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が18箇所存在するが、このうち６箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る12箇所についても和歌山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく４車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成８年11月29日及び平成11年12月３日に都市計画決定された都市計画と、のり面、インターチェンジの形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う県道の拡幅工事並びに町道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備するとともに、一般国道42号は線形不良区間があり、自然災害等により通行止めが行われていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、田辺市長を会長とする高速道路田辺・西牟婁整備促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県田辺市役所並びに西牟婁郡上富田町役場、白浜町役場及びすさみ町役場

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　和歌山県西牟婁郡白浜町矢田字馬瀬谷、大古字池ヶ谷、字山﨑、字須川、字山﨑前、字中ノ町、字尾鼻、字七板、字寺之前、字中仙場、字岩井、字下モ田、字建岩前、字街道前及び字秋葉前並びに安宅字清水、字前地、字下地、字下モ山、字雨田及び字宝谷地内

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字上ミ山、字保留、字滝尻、字駒爪、字笹谷口、字柱谷、字津江地、字上ミ坂、字蛇原、字立野中山、字狭間、字芝崎、字四十分、字火尻神、字菅原、字大谷口、字大来帰谷、字曲利、字見老津郷及び字稲村、和深川字北添、字寺之谷、字井栗谷、字鴻之谷、字久保、字下モ平及び字新屋前並びに江住字片倉谷、字太郎兵衛谷、字古々谷、字露之谷口、字カンジャ及び字丸嶋地内

○国土交通省告示第百四十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の十の規定により登録講習業務の全部を休止する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年二月七日　　国土交通大臣　前田　武志

一　業務の全部を休止した登録講習機関の名称　株式会社週刊住宅新聞社

二　業務の全部を休止した者の登録番号　（二）第〇十四号

三　業務の全部を休止した者の住所　東京都新宿区高田馬場一丁目二十八番十号

四　全部を休止した業務の範囲　登録講習及びこれに付随する全ての事務

五　業務の全部を休止した年月日及びその期間　平成二十四年一月十九日から平成二十四年六月六日まで

○国土交通省告示第百四十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十四年一月十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年二月七日　　国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―612号	オイルフェンス	ＯＫ―300ＢＴ	前田工繊株式会社	福井県坂井市春江町沖布目第38号３番地